

新政権下においても、商工会議所が
要望した多くの項目が実現！



日本商工会議所
厚木商工会議所

1 オーナー課税の廃止

制度創設以来の「特殊支配同族会社の役員給与に対する損金不算入措置（オーナー課税）の廃止」要望が実現

平成18年4月

>> 制度創設



平成18年秋～21年

>> 全国の商工会議所が制度廃止を粘り強く要望



平成22年4月

>> 制度廃止が実現

特殊支配同族会社が、そのオーナーに対して支給する給与の額のうち、給与所得控除分を法人段階において損金不算入とする措置



政府税制調査会（平成21年10月27日）でオーナー課税の廃止について意見陳述する井上日商税制委員長

★設備投資を優遇

中小企業投資促進税制の2年延長

- ▷ 一定額以上の設備投資やIT投資等を行った場合、取得価額に対して特別償却（30%）または税額控除（7%）のいずれかを適用できます。
- ▷ 機械・器具など幅広い設備を対象とし、ほぼ全業種の企業に利用いただけます。

★情報化投資を優遇

中小企業等基盤強化税制の拡充

（情報基盤強化税制対象設備を統合）

- ▷ 情報設備への投資（年間投資額が70万円以上）を行った場合、取得価額に対して特別償却（30%）または税額控除（7%）のいずれかを適用できます。

★研究開発を優遇

中小企業技術基盤強化税制（増加型・高水準型）の2年延長

- ▷ 試験研究を行った場合、試験研究費の12%を税額控除できます（恒久措置）。
- ▷ 今回、(A) 試験研究費の増加額の5%、または(B) 「売上高の10%」を上回る試験研究費を、その事業年度の法人税額から控除する、「増加型(A)」「高水準型(B)」が、それぞれ延長されます。

★実名公表を見送り

「租税特別措置透明化法案」での実名公表の見送り

- ▷ 当初案では、租税特別措置を活用した企業に対し、税務申告の際、減税額等を記した明細書の提出を求めるとともに、「減税額等が多い企業名を公表」することとされていました。
- ▷ 「企業名の公表」について、全国の商工会議所が粘り強い要望活動を行った結果、中小企業の取引関係に悪影響を与えないよう、「中小企業等名の公表は見送り」（匿名で公表）となりました。

2 設備投資・研究開発の支援 （中小企業関係の租税特別措置の延長）

「廃止」が前提と言われた中で、全国の商工会議所の強力な要望活動の結果、「延長」が実現

（資本金1億円以下の法人や個人事業主等が対象）

★パソコンなど少額投資を優遇

少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例の2年延長

- ▷ 30万円未満の減価償却資産を取得した場合、資産計上せず全額損金算入（即時償却）できます（取得価額の年間合計が300万円まで）。
- ▷ パソコンなど少額資産の取得による事業効率の向上や、償却資産の管理・申告手続等の事務負担の軽減にお役にたてます。

3 中小企業の経営基盤強化の支援

★販売促進を優遇

交際費の損金算入特例の2年延長

- ▶ 中小企業(資本金1億円以下の法人)は、交際費のうち600万円までは90%を損金算入できます。

★経営者の役員退職金を確保

小規模企業共済制度の拡充

(加入対象者に共同経営者を追加)

- ▶ 「小規模企業共済制度」の加入対象者が、現在の「小規模企業の経営者または個人事業主」に、「共同経営者(配偶者・後継者等)」が追加されます。

現行制度の
加入対象



+

加入対象に
追加

★連鎖倒産を防止

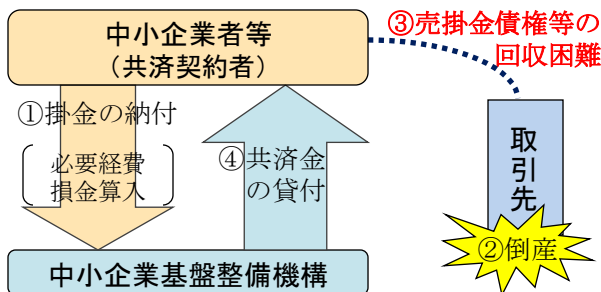
中小企業倒産防止共済制度の拡充

(貸付・掛金限度額を引上げ)

- ▶ 「中小企業倒産防止共済制度」の(a)貸付限度額が引上げられるとともに、(b)損金算入できる掛金の限度額が引上げられます。

〔検討中の法改正事項(限度額の引上げ)〕

- (a) 3,200万円(現行) → **8,000万円**
- (b) 掛金総額: 320万円(現行) → **800万円**
掛金月額: 8万円(現行) → **20万円**



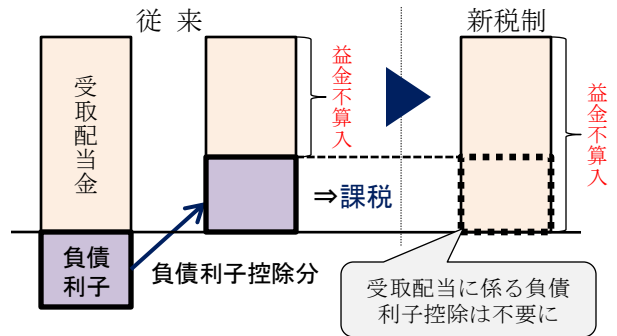
4 企業グループの支援税制の創設・拡充

★「グループ法人税制」での中小・中堅企業への配慮

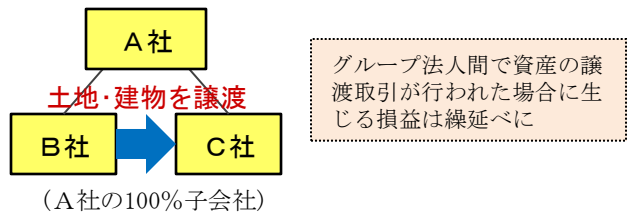
所得通算を行う「連結納税制度」とは別に、今回、所得通算を行わないグループ法人(親会社と100%子会社)の税制が創設されます。

＜グループ法人税制の主な特徴＞

- ◆親会社の資本金が**5億円未満**の場合、その100%子会社は、**中小法人特例**(法人税の軽減税率、交際費の損金算入特例等)が**維持**されます。
- ◆グループ内法人の受取配当は、**負債利子控除が不要**となり、**全額益金不算入**となります。



- ◆グループ法人間で寄附を行う場合、**出し手は全額損金不算入**、**受け手は全額益金不算入**となります。
- ◆グループ内の資産(1,000万円以上の土地、建物、株等)の移転に伴う**譲渡損益は繰延べ**となります。(グループ内の事業再編が行いやすくなります。)



★「連結納税制度」の拡充

- ▶ 連結納税制度開始(加入)時の、子会社の**単体欠損金の持込み制限が緩和**(繰越控除の対象に追加)されます。

